

南房総市学校外教育サービス利用助成事業



「参画事業者」 運営の手引き

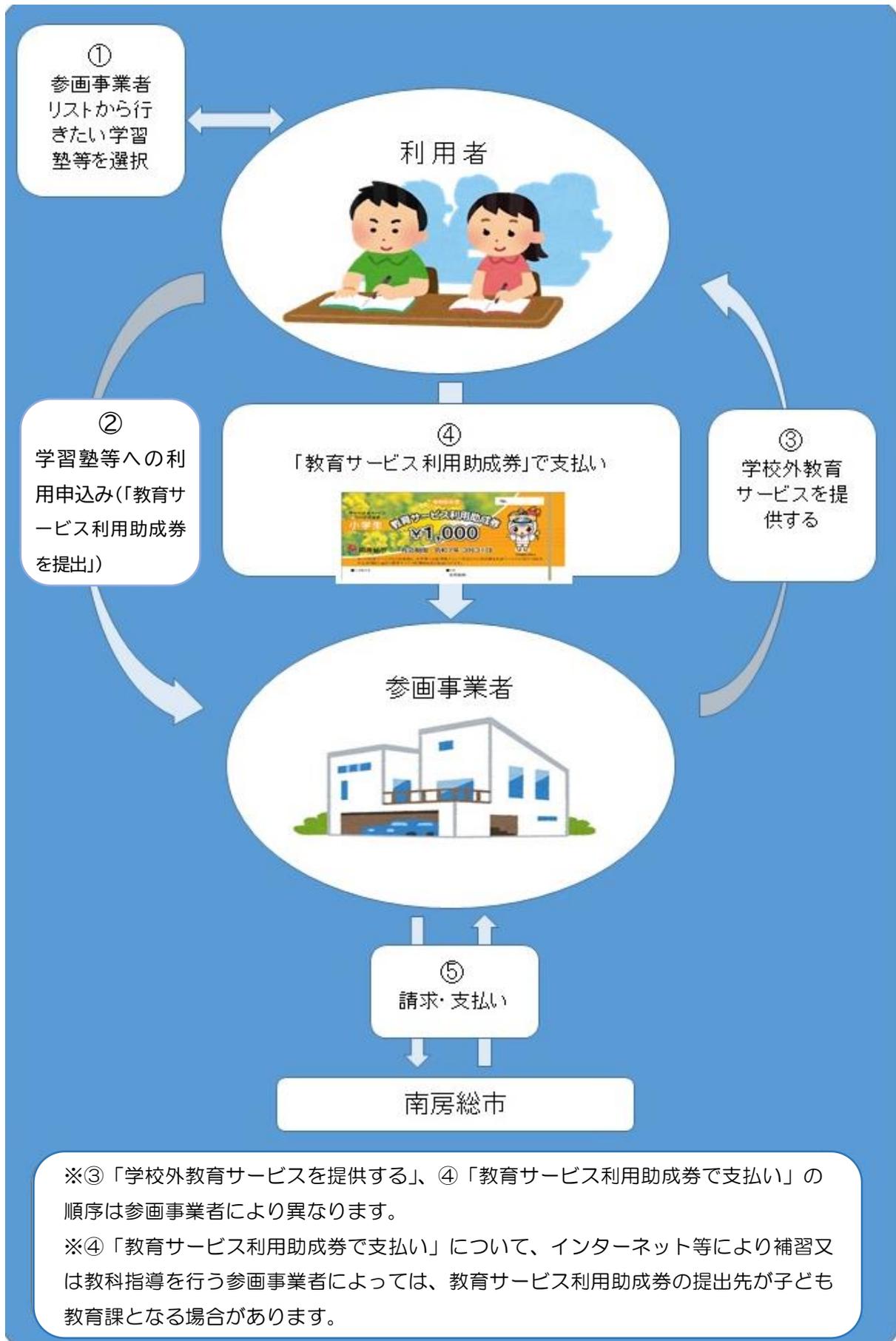
令和7年9月

南房総市教育委員会

「参画事業者」運営の手引き 目次

学校外教育サービス利用助成事業の利用イメージ	・・・ 2ページ
1 利用者が参画事業者リストから行きたい学習塾等の選択	・・・ 3ページ
① 参画事業者リストについて	
2 利用者が学習塾等へ申込み（「教育サービス利用助成券」を利用）	・・・ 3ページ
① 利用者からの申込み受付	
② 「教育サービス利用助成券」について	
3 学校外教育サービスの提供と対象費用	・・・ 4ページ
① 学校外教育サービスの提供	
② 本事業が対象とする費用	
4 「教育サービス利用助成券」の取扱い及び請求方法	・・・ 5ページ
① 請求手続き	
② 年度末に係る請求手続き	
③ 請求書に押印する印鑑について	
④ 教育サービス利用助成券受領から支払いまでの流れ	

学校外教育サービス利用助成事業の利用イメージ



1 利用者が参画事業者リストから行きたい学習塾等の選択

① 参画事業者リストについて

参画事業者として登録された学習塾や文化・スポーツ教室等の一覧（参画事業者リスト）を利用者へ提供します。

※1 参画事業者リストは、市ホームページにも掲載します。

2 参画事業者リストの情報は、随時更新されます。

2 利用者が学習塾等へ申込み（「教育サービス利用助成券」を利用）

① 利用者からの申込受付

利用者からの申込みを受け付け、「教育サービス利用助成券」の取り扱いを行う場合は、利用児童・生徒本人の住所及び氏名が記載されていることを確認してください。

② 「教育サービス利用助成券」について

「教育サービス利用助成券」は南房総市が発行した紙クーポン券で、参画事業者が提供した学校外教育サービスの対価の支払いに使用します。

「教育サービス利用助成券」の表面

【小学生用】



【中学生用】



「教育サービス利用助成券」の裏面【小学生・中学生共通】

(注意事項)

- 1 この教育サービス利用助成券は交付決定を受けた利用者以外は使用することができません。
- 2 この教育サービス利用助成券の盗難、紛失又はき損による再発行は行いません。
- 3 この教育サービス利用助成券に番号のないものは無効です。
- 4 この教育サービス利用助成券で釣銭は出ません。
- 5 市外へ転出したときなど対象者としての要件に該当しなくなったときは、速やかに市に届けてください。

発行：南房総市

参画事業者名記入欄

3 学校外教育サービスの提供と対象費用

① 学校外教育サービスの提供

参画事業者は、授業や指導などの学校外教育サービスを利用者に提供してください。

※1 参画事業者は、利用者から「教育サービス利用助成券」の利用を求められた場合は、原則として拒否することはできません。ただし、参画事業者が一定の条件を設けている場合はその限りではありません。

例)・入塾テストの成績や面接により入会の可否を決定している。

・受講料の支払いが遅延した場合は退会させている。 など

2 参画事業者が「教育サービス利用助成券」を利用する児童・生徒に提供する学校外教育サービスは、「教育サービス利用助成券」を利用しない児童・生徒に提供する学校外教育サービスと同一の内容のみとします。

3 参画事業者が「教育サービス利用助成券」を利用する児童・生徒へ提供する学校外教

育サービスは、本事業の対象者のみを対象とするものではなく、広く利用者を募っていることが必要です。

- 4 参画事業者が「教育サービス利用助成券」を利用する児童・生徒に提供する学校外教育サービスに係る料金は、「教育サービス利用助成券」を利用しない児童・生徒に提供する学校外教育サービスに係る料金と同一の金額設定である必要があり、「教育サービス利用助成券」を利用する児童・生徒に対してのみ手数料等を上乘せすることは認められません。

② 本事業が対象とする費用

支払い欄に「○」印のあるものは「教育サービス利用助成券」での支払いを受けることができます。判断に迷われたときは、事前に南房総市教育委員会へ御相談ください。

支払い	項目	例
○	初期費用	入学金、入塾金、入塾テストなど
○	受講料、月謝、参加費、体験料等	授業料、月謝など
○	受験料、試験料等	学習塾の学力テストなど
×	参画事業者以外で行う試験等	全国統一模擬試験、英語検定など
○	教材・教具、道具①	学習塾等の授業で使用するテキストなど（※1）
×	教材・教具、道具②	文房具などの物品
○	教材・教具、道具③	ピアノのレッスンに使用する楽譜など（※1）
×	教材・教具、道具④	スポーツ用品店で購入するシューズ
○	ユニフォーム、制服①	ダンス教室等、参画事業者で購入するユニフォーム（※1）
×	ユニフォーム、制服②	スポーツ用品店で購入するユニフォーム
×	本事業の対象とならない学校外教育サービス	・高校生を対象としたプログラムの費用（※2）

※1 参画事業者が提供する学校外教育サービスを受けるため必要不可欠なものに限ります。

学校外教育サービスの利用に付随しないものには「教育サービス利用助成券」を使用することができません。

※2 本事業で「教育サービス利用助成券」を使用できるのは、小中学生を対象とした補習、教科指導等の学習指導や、小中学校の学習指導要領で取り扱われている種目・分野に関する文化・スポーツのプログラム及びそれに準じると南房総市が認めるものです。

4 「教育サービス利用助成券」の取扱い及び請求方法

参画事業者は、次の手続きにより教育サービス利用助成券利用に係る請求を行うこととします。

① 請求手続き

- (1) 参画事業者は、利用児童から教育サービス利用助成券を受領した場合、利用児童・生徒氏名及び住所の記載があることを確認し保管します。
- (2) 参画事業者は、教育サービス利用助成券の裏面に事業者名を記入押印し、月ごとに取りまとめ、学校外教育サービス利用助成事業使用実績報告書兼請求書（第11号様式）（8ページに記載）と併せて、学校外教育サービス提供の当月25日から翌月15日までに南房総市長宛てに提出してください。
※子ども教育課以外の窓口（富浦本庁市民課、朝夷行政センター、地域センター）へ提出される場合には、参画事業者が任意の封筒で封緘の上、ご提出ください。
なお、各窓口では受領のみの対応となります。
- (3) 南房総市は、(2)で送付された教育サービス利用助成券を確認し、教育サービス利用助成券の利用が交付決定を受けた児童・生徒本人であることや不正な行為による利用でないこと等を確認します。
※ 上記確認の結果、教育サービス利用助成券及びそれに付随する伝票、請求書等に不備等を発見した場合、南房総市は当該参画事業者に対する支払いを留保することができるものとします。
- (4) 南房総市は、(3)により確認を行った結果、請求額が適正であると認められる場合は、請求を受けた日の属する月の翌月末日までに参画事業者に対して支払いを行います。

②年度末に係る請求手続き

サービス提供月の属する年度に係る請求手続きは当該年度中に行わなければなりません。年度を越える請求については、南房総市は支払いをすることができませんので注意してください。

※学校外教育サービスの提供月が3月の場合の提出期限は別途連絡します。

③ 請求書に押印する印鑑について

法人については、代表取締役印を個人事業主については、事業者個人印を押印してください。

④ 教育サービス利用助成券受領から支払いまでの流れ（例）10月利用分の場合

サービス提供 （参画事業者→利用者）	10月 参画事業者は、教育サービス利用助成券利用者に学校外教育サービスを提供します。
-----------------------	---



教育サービス利用助成券による支払い (利用者→参画事業者)	10月 利用者は、学校外教育サービスの費用を教育サービス利用助成券で支払います。
----------------------------------	---



市へ請求 (参画事業者→市)	請求期間(10月25日～11月15日) 参画事業者は、その月の事業完了後、学校外教育サービス利用助成事業使用実績報告書兼請求書(第11号様式)と利用者から支払いを受けた教育サービス利用助成券を子ども教育課へ提出します。 (※郵送の場合は15日(必着)) (※子ども教育課以外の窓口(富浦本庁市民課、朝夷行政センター、地域センター)へ提出される場合には、参画事業者が任意の封筒で封緘の上、ご提出下さい。なお、各窓口では受領のみの対応となります。)
-------------------	---



支払い (市→参画事業者)	10月に請求の場合は、11月末日までに支払い 11月に請求の場合は、12月末日までに支払い 南房総市は、参画事業者に対して請求金額を支払います。
------------------	--

※ 学校外教育サービス利用助成事業使用実績報告書兼請求書(第11号様式)(エクセルファイル)は南房総市ホームページからダウンロードすることができます。

【お問合せ・相談先】

南房総市教育委員会 子ども教育課

PHONE : 0470-46-2966

F A X : 0470-46-4059

E-mail : kodomo@city.minamiboso.chiba.jp

開庁日 : 平日 (午前8時30分から午後5時15分まで)

閉庁日 : 土曜日、日曜日、祝日、年末年始 (12月29日~翌年1月3日)